

令和5年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

令和6年7月29日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者13,878名（製造委託等^{（注1）}8,644名、役務委託等^{（注2）}5,234名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者61,710名（製造委託等44,098名、役務委託等17,612名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

| 年度 | 区分 | 親事業者調査（名） | | 下請事業者調査（名） | |
|-------|-------|-----------|--------|------------|--------|
| | | 全国 | 近畿 | 全国 | 近畿 |
| 令和5年度 | | 80,000 | 13,878 | 330,000 | 61,710 |
| | 製造委託等 | 46,900 | 8,644 | 199,138 | 44,098 |
| | 役務委託等 | 33,100 | 5,234 | 130,862 | 17,612 |
| 令和4年度 | | 70,000 | 12,111 | 300,000 | 56,221 |
| | 製造委託等 | 37,993 | 7,261 | 176,799 | 39,704 |
| | 役務委託等 | 32,007 | 4,850 | 123,201 | 16,517 |
| 令和3年度 | | 65,000 | 11,434 | 300,000 | 56,500 |
| | 製造委託等 | 37,280 | 7,472 | 169,318 | 39,459 |
| | 役務委託等 | 27,720 | 3,962 | 130,682 | 17,041 |

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,275件（製造委託等958件、役務委託等317件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが1,249件（製造委託等942件、役務委託等307件）、下請事業者等からの申告によるものが26件（製造委託等16件、役務委託等10件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は1,303件（製造委託等981件、役務委託等322件）であり、このうち、1,301件について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が3件（製造委託）、指導が1,298件（製造委託等977件、役務委託等321件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

| 区 分 年 度 | | 新規着手件数 | | | | 処 理 件 数 | | | | |
|------------|----|--------|-----|----------------------------|-------|---------|-------|-------|-----|-------|
| | | 定期調査 | 申告 | 中小企業 庁長官 からの 措置請求 | 計 | 措 置 | | | 不問 | 計 |
| | | | | | | 勧告 | 指導 | 小計 | | |
| 令和5年度 | 全国 | 8,120 | 112 | 0 | 8,232 | 13 | 8,268 | 8,281 | 47 | 8,328 |
| | 近畿 | 1,249 | 26 | 0 | 1,275 | 3 | 1,298 | 1,301 | 2 | 1,303 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,244 | 62 | 0 | 5,306 | 12 | 5,329 | 5,341 | 21 | 5,362 |
| | 近畿 | 942 | 16 | 0 | 958 | 3 | 977 | 980 | 1 | 981 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,876 | 50 | 0 | 2,926 | 1 | 2,939 | 2,940 | 26 | 2,966 |
| | 近畿 | 307 | 10 | 0 | 317 | 0 | 321 | 321 | 1 | 322 |
| 令和4年度 | 全国 | 8,188 | 79 | 0 | 8,267 | 6 | 8,665 | 8,671 | 86 | 8,757 |
| | 近畿 | 1,438 | 12 | 0 | 1,450 | 1 | 1,411 | 1,412 | 6 | 1,418 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,063 | 44 | 0 | 5,107 | 6 | 5,305 | 5,311 | 53 | 5,364 |
| | 近畿 | 1,046 | 9 | 0 | 1,055 | 1 | 1,026 | 1,027 | 3 | 1,030 |
| 役務委託等 | 全国 | 3,125 | 35 | 0 | 3,160 | 0 | 3,360 | 3,360 | 33 | 3,393 |
| | 近畿 | 392 | 3 | 0 | 395 | 0 | 385 | 385 | 3 | 388 |
| 令和3年度 | 全国 | 8,369 | 94 | 1 | 8,464 | 4 | 7,922 | 7,926 | 174 | 8,100 |
| | 近畿 | 1,393 | 12 | 0 | 1,405 | 1 | 1,401 | 1,402 | 0 | 1,402 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,384 | 61 | 1 | 5,446 | 3 | 5,146 | 5,149 | 113 | 5,262 |
| | 近畿 | 1,077 | 8 | 0 | 1,085 | 1 | 1,082 | 1,083 | 0 | 1,083 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,985 | 33 | 0 | 3,018 | 1 | 2,776 | 2,777 | 61 | 2,838 |
| | 近畿 | 316 | 4 | 0 | 320 | 0 | 319 | 319 | 0 | 319 |

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で2,238件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,715件、役務委託等に係るものが523件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は1,085件（類型別件数の合計の48.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが833件、役務委託等に係るものが252件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,153件（類型別件数の合計の51.5%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が551件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の47.8%）、②下請代金の減額が265件（同23.0%）、③買ったたきが133件（同11.5%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は882件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が390件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の44.2%）、②下請代金の減額が219件（同24.8%）、③買ったたきが99件（同11.2%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は271件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が161件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.4%）、②下請代金の減額が46件（同17.0%）、③買ったたきが34件（同12.5%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

| 区分 年度 | | 手続規定違反 | | | | 実体規定違反 | | | | | | | | | | | | 合計 |
|----------|----|--------|--------|------|-------|--------|-------|-------|----|-------|-------|------|--------|--------|-------|------|-------|--------|
| | | 書面交付義務 | 書類保存義務 | 虚偽報告 | 小計 | 受領拒否 | 支払遅延 | 減額 | 返品 | 買ったたき | 購入等強制 | 早期決済 | 割引困難手形 | 利益提供要請 | やり直し等 | 報復措置 | 小計 | |
| 令和5年度 | 全国 | 6,151 | 556 | 3 | 6,710 | 48 | 3,995 | 1,090 | 21 | 879 | 41 | 61 | 197 | 348 | 73 | 0 | 6,753 | 13,463 |
| | 近畿 | 1,000 | 85 | 0 | 1,085 | 11 | 551 | 265 | 4 | 133 | 5 | 17 | 65 | 85 | 17 | 0 | 1,153 | 2,238 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,149 | 335 | 3 | 4,487 | 43 | 2,352 | 827 | 20 | 558 | 20 | 60 | 187 | 292 | 38 | 0 | 4,397 | 8,884 |
| | 近畿 | 773 | 60 | 0 | 833 | 8 | 390 | 219 | 4 | 99 | 2 | 16 | 61 | 73 | 10 | 0 | 882 | 1,715 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,002 | 221 | 0 | 2,223 | 5 | 1,643 | 263 | 1 | 321 | 21 | 1 | 10 | 56 | 35 | 0 | 2,356 | 4,579 |
| | 近畿 | 227 | 25 | 0 | 252 | 3 | 161 | 46 | 0 | 34 | 3 | 1 | 4 | 12 | 7 | 0 | 271 | 523 |
| 令和4年度 | 全国 | 6,697 | 834 | 0 | 7,531 | 49 | 4,069 | 1,273 | 22 | 913 | 50 | 71 | 225 | 349 | 73 | 4 | 7,098 | 14,629 |
| | 近畿 | 1,183 | 122 | 0 | 1,305 | 13 | 495 | 253 | 4 | 180 | 14 | 13 | 57 | 83 | 11 | 0 | 1,123 | 2,428 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,271 | 492 | 0 | 4,763 | 36 | 2,273 | 860 | 19 | 524 | 31 | 61 | 211 | 278 | 52 | 3 | 4,348 | 9,111 |
| | 近畿 | 876 | 79 | 0 | 955 | 10 | 319 | 189 | 3 | 105 | 9 | 13 | 53 | 73 | 7 | 0 | 781 | 1,736 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,426 | 342 | 0 | 2,768 | 13 | 1,796 | 413 | 3 | 389 | 19 | 10 | 14 | 71 | 21 | 1 | 2,750 | 5,518 |
| | 近畿 | 307 | 43 | 0 | 350 | 3 | 176 | 64 | 1 | 75 | 5 | 0 | 4 | 10 | 4 | 0 | 342 | 692 |
| 令和3年度 | 全国 | 5,401 | 732 | 0 | 6,133 | 48 | 4,900 | 1,195 | 11 | 866 | 48 | 72 | 293 | 332 | 101 | 12 | 7,878 | 14,011 |
| | 近畿 | 949 | 109 | 0 | 1,058 | 19 | 885 | 266 | 3 | 159 | 15 | 20 | 90 | 91 | 21 | 0 | 1,569 | 2,627 |
| 製造委託等 | 全国 | 3,703 | 450 | 0 | 4,153 | 40 | 2,909 | 826 | 9 | 493 | 29 | 62 | 282 | 290 | 79 | 9 | 5,028 | 9,181 |
| | 近畿 | 749 | 81 | 0 | 830 | 17 | 643 | 212 | 3 | 119 | 9 | 19 | 86 | 85 | 18 | 0 | 1,211 | 2,041 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,698 | 282 | 0 | 1,980 | 8 | 1,991 | 369 | 2 | 373 | 19 | 10 | 11 | 42 | 22 | 3 | 2,850 | 4,830 |
| | 近畿 | 200 | 28 | 0 | 228 | 2 | 242 | 54 | 0 | 40 | 6 | 1 | 4 | 6 | 3 | 0 | 358 | 586 |

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者21名^(注1)から、下請事業者1,036名^(注1)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2億9719万円^(注2)の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者10名から、下請事業者812名に対し、1億8317万円の遅延利息が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

| 年 度 | 項 目 | 支払を行った 親事業者数 | 支払を受けた 下請事業者数 | 支払の年度総額 (原状回復額) |
|-------|-------|-----------------|------------------|--------------------|
| | 令和5年度 | 全国 | 87名 | 1,800名 |
| 近畿 | | 10名 | 812名 | 1億8317万円 |
| 令和4年度 | 全国 | 95名 | 1,836名 | 1億4064万円 |
| | 近畿 | 3名 | 69名 | 61万円 |
| 令和3年度 | 全国 | 105名 | 2,970名 | 1億2035万円 |
| | 近畿 | 5名 | 135名 | 420万円 |

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者7名から、下請事業者125名に対し、9191万円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

| 年 度 | 項 目 | 返還を行った 親事業者数 | 返還を受けた 下請事業者数 | 返還の年度総額 (原状回復額)(注) |
|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------------|
| | 令和5年度 | 全国 | 57名 | 3,747名 |
| 近畿 | | 7名 | 125名 | 9191万円 |
| 令和4年度 | 全国 | 64名 | 4,046名 | 8億5561万円 |
| | 近畿 | 7名 | 241名 | 2543万円 |
| 令和3年度 | 全国 | 65名 | 2,561名 | 3億3909万円 |
| | 近畿 | 6名 | 63名 | 8197万円 |

ウ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者3名から、下請事業者49名に対し、2145万円の利益提供分の金銭が返還された(第6表参照)。

第6表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

| 年 度 | 項 目 | 返還を行った 親事業者数 | 返還を受けた 下請事業者数 | 返還の年度総額 (原状回復額) |
|-------|-------|-----------------|------------------|--------------------|
| | 令和5年度 | 全国 | 14名 | 201名 |
| 近畿 | | 3名 | 49名 | 2145万円 |
| 令和4年度 | 全国 | 9名 | 140名 | 1865万円 |
| | 近畿 | — | — | — |
| 令和3年度 | 全国 | 7名 | 58名 | 978万円 |
| | 近畿 | 1名 | 12名 | 97万円 |

エ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者50名に対し、66万円が支払われた（第7表参照）。

第7表 返品事件における不利益分の支払状況

| 年 度 | 項 目 | 支払を行った 親事業者数 | 支払を受けた 下請事業者数 | 支払の年度総額 (原状回復額) |
|-------|-------|-----------------|------------------|--------------------|
| | 令和5年度 | 全国 | 10名 | 330名 |
| 近畿 | | 1名 | 50名 | 66万円 |
| 令和4年度 | 全国 | 8名 | 266名 | 1億1512万円 |
| | 近畿 | — | — | — |
| 令和3年度 | 全国 | 3名 | 3名 | 5676万円 |
| | 近畿 | — | — | — |

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和5年度においては、近畿事務所では8回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和5年度においては、近畿事務所では2,490件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は25名である。

令和5年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に出講している。

令和5年度においては、近畿事務所では事業者団体等へ22回の出講を実施した。

令和5年度における勧告事件（3件）

| 事業内容 | 違反行為等の概要 | 関係法条 |
|-------------------------------------|--|---|
| 菓子等の製造販売業 (R5. 12. 22 勧告) | <p>(株)伊藤軒は、令和4年6月から令和5年5月までの間、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「春夏協賛」の額 イ 「秋冬協賛」の額 ウ 「支払手数料」の額のうち下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、伊藤軒が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額 エ 「特別値引き」の額 オ 「クレーム処理代」の額</p> <p>② 返品 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 イ 下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者66名に対し、総額837万460円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者50名に対し、総額66万1650円であり、(株)伊藤軒は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。</p> | <p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p> |
| 消費者等に販売する婦人服等の製造業 (R6. 3. 19 勧告) | <p>(株)Gioは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 令和4年1月から令和5年5月までの間、下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引(1.5%)」と称する額を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>② 令和4年1月から令和5年6月までの間、下請事業者に製造を委託している商品のうち、商品のサンプルが納期に遅延したこと、商品に瑕疵があったこと等を理由として、下請代金の支払を保留した商品について、値引きの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者14名に対し、総額8205万2292円であり、(株)Gioは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p> | <p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p> |
| 産業用モータの製造販売業 (R6. 3. 25 勧告) | <p>ニデックテクノモータ(株)は、遅くとも令和4年5月1日以降、下請事業者に貸与していた自社等が所有する金型等について、自社も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>ニデックテクノモータ(株)は勧告前に、下請事業者44名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額1812万4480円を下請事業者に支払っている。</p> | <p>第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p> |

令和5年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第3条）

- 機械部品の加工を下請事業者へ委託しているA社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者へ交付すべき書面を交付していなかった。

2 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① 婦人服等の製造を下請事業者へ委託しているB社は、自社の顧客に商品を販売した後に支払代金を支払う制度を採っていたため、下請事業者の給付を受領した日の経過後に下請代金を支払っていた。
- ② 住宅の設計業務を下請事業者へ委託しているC社は、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 製品の品質検査業務を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、決済期間が120日（繊維業以外の業種において認められる期間）を超える電子記録債権（133日）により下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- 配管の加工を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

4 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- ① 板金の加工を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者のエネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者と協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- ② 建設資材の配送業務を下請事業者へ委託しているG社は、一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に下請代金の額を定めていた。

5 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- 工作機械の部品の製造を下請事業者へ委託しているH社は、自社が所有する木型を下請事業者へ貸与していたところ、当該木型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者へ当該木型を無償で保管させていた。